

# 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション サービスの基本的な考え方（案）

## 1. 現行の通所介護・通所リハビリテーションの内容・機能

### (1) 制度上の位置付け

- 現行の通所介護及び通所リハビリテーションについては、制度上、以下のような定義付けがなされている。

#### 〈法律上の定義〉

通所介護：居宅要介護者等について、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの（入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要日常生活上の世話）及び機能訓練を行うこと。

通所リハ：居宅要介護者等（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、介護老人保健施設、病院又は診療所に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うこと。

#### 〈基準上の定義〉

通所介護：通所介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

通所リハ：通所リハビリテーションの事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。